
第1節 総則

1-1 用語の説明

「第2章 宅造許可」で使用する用語は、次のとおりとします。

1. 法 : 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
2. 政令 : 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
3. 省令 : 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
4. 市規則 : 鹿児島市宅地造成等規制法施行細則（平成8年規則第61号）
5. 宅地開発条例 : 鹿児島市宅地開発に関する条例（平成19年条例第23号）
6. 宅地開発規則 : 鹿児島市宅地開発に関する条例施行規則（平成19年規則第152号）
7. 運用基準 : 宅地造成等規制法令に基づき許可権者が定める審査基準